

議案第 6 8 号

三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置  
及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例及び三次市福祉保健セ  
ンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

（三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第  
1 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

三次市国民健康保険川西診療所	三次市三若町 2 6 5 5 番地 4
----------------	---------------------

」を

「

三次市国民健康保険みよしこども診療所	三次市十日市東三丁目 1 4 番 1 号
三次市国民健康保険川西診療所	三次市三若町 2 6 5 5 番地 4

」に改

める。

第 3 条第 1 号中「無医地区解消対策」を「無医地区解消対策等」に改める。

第4条第4項を次のように改める。

- 4 診療所は、第2項の規定による診療のほか、介護保険の被保険者に対して、介護サービスを行うことができる。

第8条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第11条を次のように改める。

(診療日等)

第11条 診療所の診療日、診療時間及び介護サービスの提供は、規則で定める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 三次市福祉保健センター設置及び管理条例（平成16年三次市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「事業」の次に「及び医療」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。